

報告第3号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年6月22日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年3月31日

足立区長 近藤 弥生

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 23 年 3 月 31 日

足立区長 近藤 弥生

足立区条例第 24 号

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

足立区国民健康保険条例（昭和 34 年足立区条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 8 中「50 万円」を「51 万円」に改める。

第 15 条の 16 中「13 万円」を「14 万円」に改める。

第 16 条の 5 中「10 万円」を「12 万円」に改める。

第 19 条の 2 各号列記以外の部分中「それぞれ、」を「それぞれ」に、「50 万円」を「51 万円」に、「13 万円」を「14 万円」に、「10 万円」を「12 万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の足立区国民健康保険条例第 15 条の 8、第 15 条の 16、第 16 条の 5 及び第 19 条の 2 の規定は、平成 23 年度分の保険料から適用し、平成 22 年度分までの保険料については、なお従前の例による。